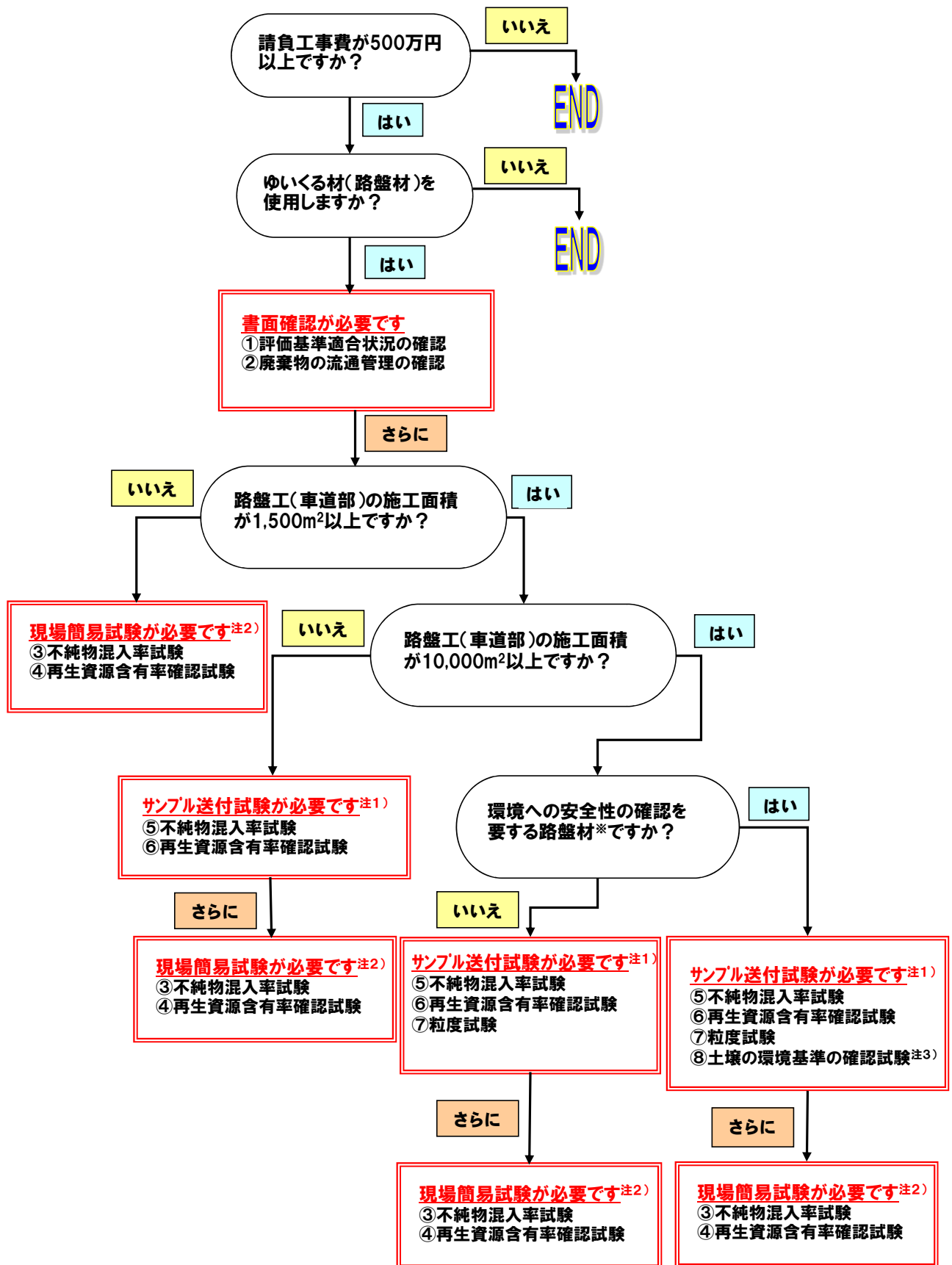


○ゆいくる材（路盤材）の品質管理項目選定フロー

（参考）



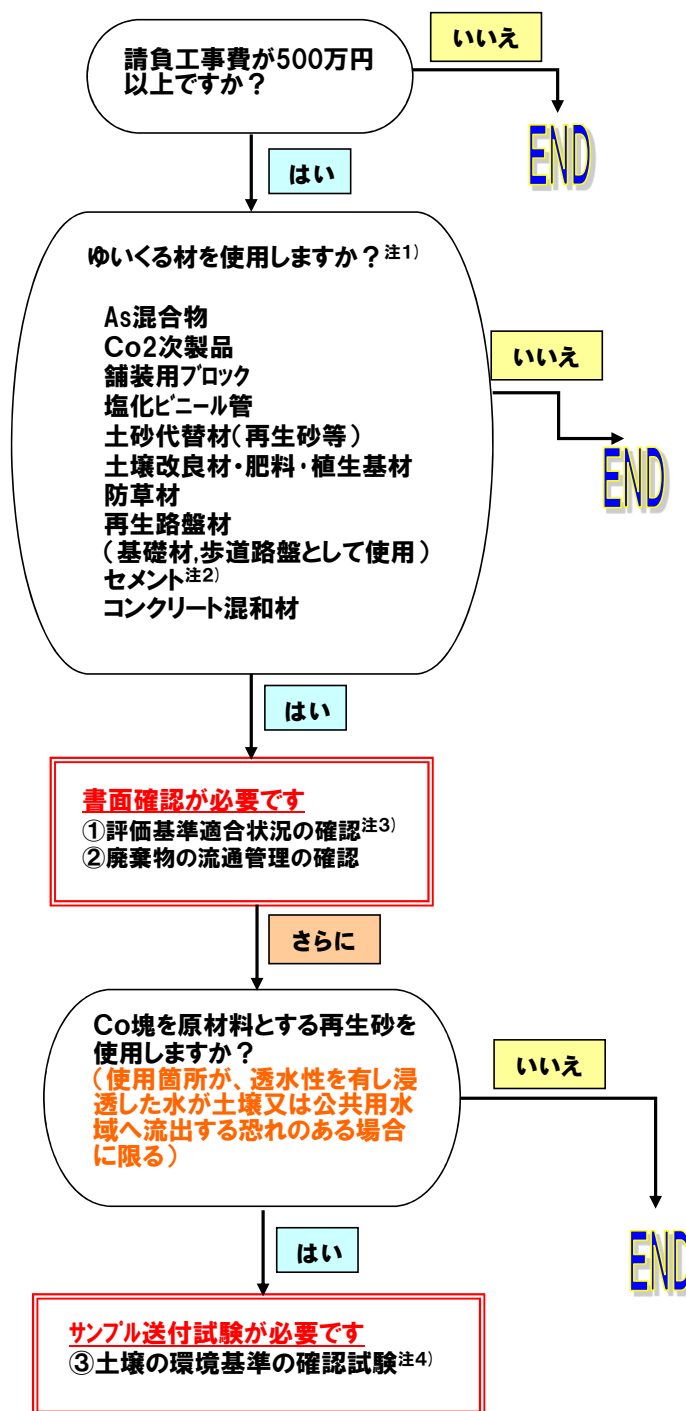
注1)サンプル送付試験については、1資材あたり1500m²及び10,000m²以上を対象とする。

注2)現場簡易試験は、通常の道路改良工事を対象とし、施工規模の小さい維持補修的な工事に加え、路盤工100m²以下の新設工事、仮設工事は対象としない。

注3)環境への安全性の確認を要するゆいくる材(路盤材)については、品管要領別表11を参照してください。

○ゆいくる材（路盤材以外）の品質管理項目選定フロー

（参考）



注1） ゆいくる材を使用する場合は、全て書面確認が必要ですので、工事請負者の皆様は、建設技術センターへ品質管理依頼を行うようお願いします。

注2） セメントは敷モルタル、目地材等で使用する場合、書面確認は必要ありません。

注3） アスファルト混合物事前審査制度認定混合物、アスファルトJIS規格同等製品については、評価基準適合状況の確認は不要です。

注4） Co塊を原材料とする再生砂については、**施工前**に六価クロムの溶出試験を行い、その安全性を確認する必要がありますので、**サンプルを環境計量証明事業機関（建設技術センターではない）へ送付すること。**

参照：「公共建設工事における再生Co砂の使用に係る留意事項」(H19.10.22 土技第409号)